

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
山形県最上郡真室川町

2 構造改革特別区域の名称
「あがらしやれ真室川」推進特区

3 構造改革特別区域の範囲
山形県最上郡真室川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地域の概要

本町は、山形県の最北端に位置し、北部は秋田県、西部は庄内地方と接しています。町の総面積 374.22 平方キロメートルは、山形県の 4.0%、最上地域の 20.8% を占めていますが、西側と北側及び東側の三方が急峻な山地で、林野率は 87.8% となっています。

これらの山地から数多くの支流が真室川と鮭川に流れ込み、平地はほとんどこれらの河川の流域に小範囲に点在しており、南部には鮭川盆地に連続し開放的な地形をなしているほか、東南部には洪積台地が形成されています。

気象は、周囲の山岳の影響を受けて変わりやすい現象を示し、平均気温は10.0℃で、年間降水量は2711.0mmに及んでいます。また、最深積雪量は282cmを記録する豪雪地帯で、さらに夏は、盆地特有の高温多湿と厳しい条件下にあります。

(2) 社会的・経済的特性

①人口の推移

本町の人口は、昭和30年（1955年）の17,118人をピークに減少を続け、平成27年国勢調査の結果では8,137人となっています。また、本町の人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準じた人口推計によると、2040年の人口は4,986人になると推計されています。

人口構造面では、若年層の進学・就職による町外転出と地元回帰の不足による年少人口、生産年齢人口の減少が進む一方で、平成27年国勢調査による高齢化率は36.8%に達しており、将来推計においても老年人口の割合は年少人口や生産年齢人口の割合に比べて高い状態が続くと見込まれます。

こうした状況から、U I J ターンの促進や創業支援などの施策を実施することにより、人口減少や地域経済の縮小の幅を抑制することが必要となっています。

②経済・産業の状況

面積の大部分を林野が占める本町は、古くから農林業が盛んな地域でした。しかし、昨今の農業・農村を取り巻く環境は農産物の輸入自由化・産地間競争の激化や消費者ニーズの多様化などにより大きな変革の時期を迎えており、その中で本町の農業の振興については、良質米生産を基本とした米と園芸作物や、米と畜産による複合経営を一層奨励するとともに、農作業の効率化とコスト削減を図るため、集落営農の組織化や圃場整備事業を推進しています。

2015 農林業センサスによると、本町の総農家数は 650 戸で販売農家数が 504 戸 710 人となっています。稲作志向が強く、農業経営体の経営耕地面積 1,779ha の約 9 割が水田のため、転作作物として飼料作物(黒毛和牛)や園芸作物(にら、ねぎ、たらの芽、うるい等)を導入しながら、複合経営を推進してきました。また、畜産由来の良質な堆肥を生産圃場に還元する耕畜連携の循環型農業で、安全・安心・おいしい農産物の生産に力を入れています。

一方で産業全体では、長引く経済不況の影響に加え、前述のような若年層の流出と生産年齢人口の減少が地域経済の縮小に大きな影響を与えています。

平成27年国勢調査によると、本町の就業人口は4,029人であり、産業別就業人口の構成は、第一次産業が19.0%、第二次産業が31.6%、第三次産業が49.4%となっています。また、平成27年の町内総生産額は18,212百万円であり、産業別の生産額は第一次産業が1,586百万円、第二次産業が3,588百万円、第三次産業が12,947百万円となっています。

将来的には、就業人口・生産額ともに、いずれの産業においても若干の減少傾向で推移することが見込まれます。

(3) 本町の課題と解決にむけた取組みの方向

本町では、「人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川」の実現に向け、平成 28 年 3 月に『第 5 次真室川町総合計画後期基本計画(以下「総合計画」という。)]』を策定し、魅力あふれる活力のある真室川町の実現を目指し、産業や観光の振興、都市部との交流の推進、地域資源の発掘や地域振興の担い手育成などに力を入れて取り組んでいます。

また総合計画を補完する『真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)]』では、①真室川の資源を活かしたしごとの創出、②訪ねてよし、住んでよし「あがらしやれ真室川」の創造、③子育てを応援する「真室川らしい暮らし」の創造、④安心、安全な暮らしの創出、⑤住民主体の活力ある地域づくりの応援、の 5 つの基本方針に基づき各種施策を展開しています。

特に前項のような状況にある人口減少・地域経済の縮小といった課題に対しては、U I J ターン促進や創業支援などの施策を実施することにより人口減少や地域経済の縮小の幅を抑制するとともに、住民が自主的・主体的に参加する町づく

りを行政がサポートすることにより、活気や賑わいの創出に向けた取り組みを進めています。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、加無山県立自然公園の山岳、女甕山の大カツラ・滝ノ沢の一本杉といった巨木群、三階滝・土倉の滝といった滝群などの自然資源、数百年の歴史を誇る山伏神楽の一種である番楽や囃子などの伝承文化、また山菜や原木なめこ、地域独特の伝承野菜など豊かな自然の恵みを活かした食資源に恵まれており、これらの保全を進めながら外部への発信を強化していくことが重要と考えます。

また、町外への発信のみならず、それらの取り組み等を通じ、町民自身もあらためて町の魅力に触れることで、その資源価値を高めるための町民の主体的な創意工夫を引き出し、地域の活性化に繋げていく必要があります。

本町では、これまで全国的に知名度のある「真室川音頭」と関連イベントを観光資源の核として交流拡大を推進してきた他、交流拠点としてまむろ川温泉梅里苑及び周辺体験施設を整備してきましたが、近隣の類似施設との競合や低迷する経済状況により交流人口は年間40万人前後でほぼ横這いの状態が続いており、新たな企画による誘客も検討する必要があります。

こうした状況を踏まえ、豊かな食材・食文化や地域の歴史・文化・自然と調和した個性的で魅力ある景観の保全と創造の取り組みなどの活用により、時代のニーズに応えられるメニュー創出と仕組みづくりを進め観光・交流の振興を図ることで、地域経済の活性化に繋げることが本計画の重要な意義であると考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町は、平成20年に優れた自然環境と安心できる農産物の生産に適した地域としてNPO法人環境ルネッサンスが認定する「環境王国」に認定され、安心・安全な農林産物のブランド化の取り組みを行ってきたほか、農産物等の真室川ブランドを活かした6次産業化を進めるため、農産加工組合「あがらしゃれ真室川」を組織化し真室川ブランド認定品に取り組み人材の育成と商品開発力の向上に努めており、今後とも更に本町の資源の価値を高める取り組みを推進していきます。

また、総合戦略の基本方針の一つである『訪ねてよし、住んでよし「あがらしゃれ真室川」の創造』に向け、町の暮らしそのものの魅力を醸成し、町に「訪ねたい、住みたい、帰りたい」人にその魅力を発信する活動を展開しています。

こうした経緯を踏まえ、本計画では、総合計画に定める「産業の振興」、「観光の振興」、「真室川ブランドの創出」、「自然環境保全の推進」に関する施策を推進する上で、優れた品質を誇る町内産米を用いた濁酒の製造・提供を農家民宿・農家レストラン施設等で行うことを一助とし、交流人口の増加を図るとともに、農林産物のブランド化の推進、競争力の高い経営体や担い手の育成などを推進することを目標とします。また、本特例措置を活用して濁酒の製造を行う場合であって

も特定酒類の製造免許が必要であることや酒税の納税義務者として必要な申告納税があることなど、酒税法の規定を遵守するよう住民に対する広報・啓発を行いながら、適正な事業の推進を図っていきます。

※「あがらしゃれ」とは、「召し上がれ」と「お入りください」の2つの意味を持つ方言であり、もてなしの精神を表す言葉として真室川ブランドのキャッチコピーになっています。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、豊かな自然・文化を最大限に活用した真室川町のPRと魅力ある体験メニューを充実することで、都市部との更なる交流拡大を推進します。本町では、春は「真室川梅まつり」、夏は「真室川まつり」、秋は「真室川音頭全国大会」、冬は「ホワイトアスロン」など、四季折々の自然と伝統を活かしたイベントを実施していますが、これらと真室川ブランドの農林産物収穫体験や濁酒味わい体験等を組み合わせるなど、体験メニューの充実により1割の交流人口の増加に繋がることが期待されます。

また、交流人口の増加により、特産品の開発促進や購買量の増加などによる観光収入の増加、自家製濁酒製造事業者の増加や農家民宿・農家レストラン開業などによる産業の活性化や雇用の場の創出とともに、農林業の担い手不足の解消につながることを期待されます。

○各種体験メニューの充実

体験メニュー	平成30年度	令和5年度	備考
伝承野菜甚五右衛門芋 収穫体験	50人	60人	
わらび採り体験	700人	770人	
つる細工体験	50人	60人	
甕山山開き	60人	70人	
自然体験 (神室少年自然の家)	10,700人	11,500人	
鮎釣り体験	1,630人	1,800人	溪流釣り+遊漁客
雪遊び体験	160人	200人	
濁酒味わい体験	0人	60人	
伝統料理体験	0人	60人	
古代米作付け体験	0人	60人	
雪室冷風体験	0人	60人	
合計	13,350人	14,700人	

○観光客（イベント）の増加

	平成 30 年度	令和 5 年度
真室川梅まつり	13,000 人	14,300 人
まむろ川温泉梅里苑	80,400 人	88,500 人
真室川森の停車場	37,510 人	41,200 人
真室川まつり	21,000 人	23,100 人
真室川音頭全国大会	350 人	400 人
大収穫祭	2,500 人	2,700 人
ホワイトアスロン	1,800 人	2,000 人
施設利用	182,510 人	201,000 人
その他	47,600 人	52,200 人
真室川町観光客 合計	386,670 人	425,400 人

○新規起業の推進

	平成 30 年度	令和 5 年度
自家製による濁酒製造件数	0 件	3 件
農家民宿・農家レストラン等開業軒数	3 件	4 件

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

○交流イベント開催事業

本町の豊かな自然風土や特産品を活用した四季折々の体験メニューを策定します。具体的には、農林業体験（伝承野菜収穫体験、山菜採り体験など）、自然環境体験（自然観察体験、鮎釣り体験など）、特産品体験（田舎料理体験、濁酒味わい体験、つる細工体験など）等地域の特性を活かし、また、他の地域資源と組み合わせることで町の魅力を体感するプログラムを構築します。

○真室川ブランド推進事業

伝承野菜、園芸作物、山菜等の特産品を活かした特色ある商品開発や農産物のブランド化の推進等によって、産業の育成と経済効果の拡大を図ります。

- ・地元農産物を利用した料理の開発・普及
- ・産地直売に取り組む農業者組織の育成支援

○元気な農業創生事業

農業の新規就業者雇用、高収益作物への転換、簡易なほ場整備を図るための助成を行います。

○元気な林業創生事業

林業の新規就業者雇用、後継者育成、生産力の向上、高性能林業機械整備を図るための助成を行います。

○伝承文化保存継承事業

番楽、童歌、囃子、昔話等の伝承文化の保存継承に向けた活動支援を行います。

特区計画（別紙）

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内（真室川町内全域）において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストラン等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

山形県最上郡真室川町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

この措置を活用し、来客等に濁酒を提供・販売することは、農村地域の特性を活かした交流に大きな魅力を加えることとなり、交流人口の増加とそれに伴う農林産物のブランド化の推進、競争力の高い経営体や担い手の育成などにつながることを期待できる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の

活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。